

学習院女子大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2025 年度大学評価の結果、学習院女子大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2026 年 4 月 1 日から 2033 年 3 月 31 日までとする。

II 総評及び提言

<大学概況>

- | | |
|-------------|--|
| (1) 大学設置年 | 1998 年 |
| (2) 所在地 | 東京都新宿区 |
| (3) 理念・目的 | 学習院女子大学は、国境・民族・文化をこえ、人類の平和と文化の発展を希求し、地球的視野から人類が歩んできた過去及び進むべき未来を研究教授し、その深奥を究めるとともに、社会と手を携えつつ、人格の陶冶と情操の涵養を図り、時代を先導する女子の創造的リーダーを育成することを目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | 国際文化交流学部
国際文化交流研究科 |
| (5) 収容定員 | 1,440 人（学士課程）
20 人（修士課程） |

(2024 年度時点)

<総評>

学習院女子大学は、その理念に基づき、大学及び大学院の 3 つのポリシー（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））を定め、学位にふさわしい体系的に編成した教育課程のもと、教育を実施している。また、順序だった学習ができるよう、学科ごとに履修計画モデルを示しているほか、学年ごとのガイダンス等において履修指導を行い、学生が意欲的に学べるよう努めている。

学習成果の達成に向け、2023 年度より共通科目のカリキュラム改革を行い、データサイエンス教育プログラムや海外との同時双方向授業科目、インディペンデント・スタディ（課題研究）の開設など、いくつかの試みを行っている。特に、2023 年度から開設した社会演習科目群のインディペンデント・スタディ（課題研究）は、専門課程の前段階で、学際的な教員チームの指導のもと、キャリア教育をも見据えた探究的な調査、プレゼンテーションを伴った学習を実施していることは、学生の主体的な学習を支援す

る点で、高く評価できる。

そして、卒業要件単位数の充足状況、卒業論文等の評価、GPAによる測定等に加え、客観的指標としてアセスメントテストを行うことで、学生の学習成果を把握している。

内部質保証については、学長、副学長、学部長、教務部長等で構成する「運営委員会」を推進主体として設置し、副学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」が点検・評価活動を担当している。

しかしながら、点検・評価は、事業計画に基づく諸課題の進捗状況の評価が中心で、本協会の大学基準の多くについて組織的かつ定期的な点検・評価を十分には実施しておらず、教職課程の点検・評価も定期的には実施していない。また、内部質保証の推進組織である「運営委員会」は各部門へ助言・指示等を行うこととなっているものの、改善に向けての具体的なプロセスは明確でなく、改善・向上に向けての取り組みが十分とはいえない。さらに、「運営委員会」が主体となって実施している外部評価のアセスメントテストや卒業時アンケートの結果については、教職員に対する報告会を実施するのみにとどまっており、事務運営課が作成している『IRデータ集』を教育改善等に活用するに至っていない。そのため、「運営委員会」が「自己点検・評価委員会」及び「教職課程委員会」と連携してPDCAサイクルが回るよう支援する仕組みを機能させることが求められる。

くわえて、大学院教育を対象としたファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を実施していない点や大学院における研究指導教員や研究指導補助教員の資格基準を明確に定めていない点は、改善が求められる。

<評価において特記する事項（提言）>

長所が1点、改善課題が3点あげられる。

（長所）

以下については、理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該大学の特色をなし、かつ、組織性や継続性・発展性がある取り組みと認められる。

- 1) 2023年度から開設している2年次の学部学生を対象とした社会演習科目群のインディペンデント・スタディ（課題研究）は、専門課程の前段階で、学際的な教員チームの指導のもと、職業やキャリアについて学術的な関心からアプローチすることを重視した探究的な学習であり、キャリア教育をも見据えた、学生の学習意欲を高める実践的な授業として実施していることは、学生の主体性や学際的な能力の形成に寄与しており、大学の特色をなす授業として評価できる（基準4教育・学習）。

（改善課題）

以下については、理念・目的の実現を図るための一層の取り組み、又は大学としてふ

さわしい水準を確保するための改善が求められる。

- 1) 学内における点検・評価は、事業計画の進捗確認が中心であり、本協会の大学基準の多くについて組織的かつ定期的な点検・評価を十分には実施しておらず、教職課程の点検・評価も定期的に実施していない。また、内部質保証の推進組織である「運営委員会」が「自己点検・評価委員会」及び「教職課程委員会」と連携してPDCAサイクルが回るよう全学的に支援・調整する仕組みは機能しておらず、学習成果の把握のため収集した各種データも教育の改善には活用していないため、内部質保証のための取り組みが教育の改善につながっていない。「運営委員会」を中心に内部質保証システムを機能させ、教育の充実と学習成果の達成につなげるよう改善が求められる（基準2 内部質保証）。
- 2) 大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員の資格基準について、研究指導教員は、研究科委員会構成員であること、研究指導補助教員については、研究科委員会構成員又は研究科委員会において外部委託するにふさわしい専門家として認められたものであること以外の基準を定めていないため、明確な資格基準を定めるよう改善が求められる（基準6 教員・教員組織）。
- 3) 大学院の各プログラムにおいてFD部会を開催しているものの、教育内容・方法等の改善につながるような活動とはいいいがたいため、大学院における教育を対象としたFD活動を実施するよう改善が求められる（基準6 教員・教員組織）。

Ⅲ 概 評

1 理念・目的

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

- ①大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

理念に基づき、大学及び大学院の目的を定め、これを踏まえ、各学部・学科及び研究科では、「教育目標（人材育成方針）」及び「教育研究上の目的」を定めている（大学概況、基本情報一覧（第1章）参照）。これらの目的等を学則等に明示し、ホームページや学生便覧、学習院女子大学大学案内（キャンパスガイドブック）にわかりやすく掲載しているほか、オープンキャンパス等において学長が説明し、周知に努めている。

大学として掲げる理念に基づき、大学・大学院の目的及び各学部・学科・研究科における人材養成の目的を適切に明示し、社会に公表しているものの、学生への理念・目的の浸透の実態について把握するとともに、その結果を踏まえて学生に周知することが望まれる。

②大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

学校法人学習院の中期計画である「学習院 VISION150」を策定し、前回の大学評価結果で指摘のあった事項についても反映している。2022年度から2027年度までの6年間で中期計画の実施期間として、「グローバル化」「国際研究の推進」及び「地域・社会等の課題解決に資する事業」など、10項目の事業計画を立て、法人の事業計画に組み入れたものを「事業計画A」としている。このほかに、大学運営に関わる事項について大学の各部署が中心となり立案した大学独自の「事業計画B」も策定している。ただし、「事業計画A」は、「学習院 VISION150」の一部として法人が公表しているが、「事業計画B」については公表していない。

「事業計画A」の10項目は、いずれも理念・目的に合致した、かつ、具体的な内容であり、各年度の『事業報告書』においてその進捗を示している。「事業計画B」については、短期的な目標も含まれるが、概ね、理念・目的の達成に向けた課題解決につながるような事業を提案している（基本情報一覧（第1章）参照）。

これらのことから、中期計画を理念・目的の達成に向けて具体的かつ適切に策定しているといえる。

2 内部質保証

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

「内部質保証に関する方針」として3つのポリシーについて不断の検証に取り組むことや恒常的に教育研究活動の改善に努めること等を示し、その方針に基づき「学習院女子大学内部質保証規程」を制定している。推進主体として、学長、副学長、学部長、教務部長等で構成する「運営委員会」を設置し、点検・評価活動については、「学習院女子大学自己点検・評価規程」に基づき、副学長を委員長とする「自己点検・評価委員会」が担当している。「自己点検・評価委員会」は各部門が作成した事業報告・事業計画の点検・評価を行い、『事業報告書』にまとめて「運営委員会」に提出している。前回の大学評価で受けた指摘については、「運営委員会」を中心に改善を図り、『改善報告書』を提出し、公表している。なお、「運営委員会」が主体となって実施している各種アンケート等を通じてさまざまなデータを収集し、事務運営課が『IRデータ集』を発行しているが、活用には至っていない。

しかしながら、「運営委員会」を中心とした現在の内部質保証システムにおいて、点検・評価は事業計画の進捗確認が中心となっており、本協会の大学基準の多くについて定期的な点検・評価を十分には行っておらず、教職課程の点検・評価も定期的には実施していない。規程では「運営委員会」は各部門へ助言・指示等を行うこととなっているも

の、点検・評価を通じて把握した課題や改善すべき事項については、各部署の判断に任せることとしており、教育の企画・設計とその実施の調整と支援のための制度や体制の整備がなされておらず、大学全体の内部質保証システムをマネジメントする機能を十分発揮しているとはいいがたい。また、外部評価委員による外部評価を実施しているが、そこでの指摘を改善につなげるプロセスが明確ではないため、外部評価を改善につなげる仕組みを整備することが望まれる。

以上のことから、内部質保証の取り組みが教育の充実や学習成果の向上につながっておらず、内部質保証システムが適切に機能しているとはいいがたいため、改善が求められる（改善課題1参照）。

②大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

学校教育法施行規則で公表を求めている情報については、ホームページの「大学情報」ページ内にある「公表情報」に、教育研究上の基礎的な情報等の項目を設け、学則及び大学院学則、学部・研究科の3つのポリシーをはじめとする大学全体に関わる情報を一元的に公表している。学習状況に関わる情報などへのアクセスのしやすさにも配慮しており、適切な公表方法を採用している。また、大学評価・自己点検、財務状況、刊行物の紹介等を掲載しており、刊行物の紹介のリンクからは、大学の行事や学生の諸活動を広報する「Yawaragi」及び「国際交流推進センター通信」の閲覧ができるように設定し、大学の諸活動状況に関する情報を取得しやすくするよう、工夫を講じている。さらに、授業評価アンケート、卒業時アンケートの情報のほか、教員の教育実績も公表するなど、教育研究活動や学習成果の公表に努めている。

以上のことから、ホームページを通じて情報の公表に取り組み、定期的に更新していること、公表している教育情報が広範にわたることなど、社会に対する説明責任を十分に果たしているといえる。

③内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

内部質保証システムの有効性及び適切性については、「自己点検・評価委員会」でまとめた『事業報告書』の作成を通じた点検・評価にとどまっており、十分ではない。

また、「自己点検・評価委員会」委員長である副学長が「運営委員会」における推進役も兼ねるなど、内部質保証に関わる委員会等において構成員の重複が見られるが、「運営委員会」が形骸化することがないように、各学科選出の自己点検・評価委員が各実施部門及び「運営委員会」が作成した事業報告・事業計画の確認にあたるなどの対策を講じている。

「運営委員会」は、学生の学習成果についてアセスメントテストと卒業時アンケート等を実施し、その結果を教職員に対して報告会において報告しているものの、それらの

結果の具体的な活用には至っておらず、事務運営課が作成している『IRデータ集』も報告のみにとどまっている。

以上のことから、内部質保証システムの有効性及び適切性に関する点検・評価を行い、その結果を内部質保証システムの改善につなげる取り組みについては十分とはいえない。また、「運営委員会」や事務運営課が中心となって収集しているデータやアンケートについても、改善・向上にはつながっている事例がまだないため、「運営委員会」を中心とした内部質保証体制のもとで、教育の改善等につながるように活用することが求められる。

3 教育研究組織

【評定：B】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

国際文化交流学部には日本文化、国際コミュニケーション、英語コミュニケーションの3学科を置き、大学の理念や「関連諸学問に対する高い識見を有するとともに、豊かな教養と地球的視野を持ち、文化の交流と相互理解を通じて国際社会に貢献できる人材を育成する」という大学の教育目標を踏まえた組織として構成している。また、大学院には、修士課程である国際文化交流研究科国際文化交流専攻を設置し、「アートマネジメント」「国際協力」「日本学・比較文化」及び「国際関係・地域研究」の4つのプログラムを提供しており、「国際文化交流に関わる学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び実践面への応用を教授研究することを通じて、アートマネジメント・文化交流及び国際協力・国際開発の専門家の養成、並びにそれらに関わる学術研究の専門家の養成」という教育目標に適した組織を編制している。

また、附置教育研究機関としては図書館、「国際学研究所」「語学教育センター」及び「環境教育センター」の4つを、附属施設として「国際交流推進センター」をいずれも大学の理念・目的に沿って学則に基づいて適切に設置している。このうち、「語学教育センター」と「環境教育センター」は、法人の全学校組織における語学教育や環境教育等に関わっている。

以上のことから、大学の理念・目的を踏まえつつ、学問の動向や社会的要請に配慮した教育研究組織を構成しているといえる。

②教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

学部・研究科、附置教育研究機関及び附属施設は、それぞれが事業報告・事業計画を作成し、「自己点検・評価委員会」に提出するという点検・評価活動のなかで、各教育

研究組織が点検・評価を行っている。それを受けて「自己点検・評価委員会」が全学的な視点から大学としての『事業報告書』の原案を作成したうえで、「運営委員会」に提出している。しかしながら、大学全体における教育研究組織の構成の適切性については、点検・評価を実施していない状況にある。

以上のことから、教育研究組織の適切性について定期的な点検・評価を実施するとともに、その結果を活用して教育研究組織の改善・向上に取り組むことが望まれる。

4 教育・学習

【評定：B】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

学部及び研究科は、理念・目的(学則第1条)に沿った「教育目標(人材育成方針)」を定め、学科・研究科ごとの学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を設定し、学生便覧及びホームページ上で公表している。各学科では、「教育目標(人材育成方針)」及び「教育研究上の目的」を踏まえて、「知識・理解」「汎用的技能」及び「態度・志向性」の項目ごとにそれぞれ達成すべき学習成果を定め、学位授与方針として策定している(基本情報一覧(第4章)参照)。研究科については、「アートマネジメント」や「国際協力」等の専門家の養成や学術研究の専門家の養成を目的に具体的な学習成果を定め、学位授与方針として明示している。

また、学部・学科及び研究科いずれも、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針を定め、カリキュラムを体系的に示している(基本情報一覧(第4章)参照)。

以上のことから、学位授与方針及び教育課程の編成・実施に関する方針をいずれも適切に示しているといえる。

②学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

大学(学部)全体のカリキュラム編成は、学科ごとの専門科目はもちろん、語学・情報・日本語表現などの汎用性の高い技能の習得及び環境や心理を軸とした人間・環境系科目群など、学際的視点からのリベラルアーツ教育のための科目をバランスよく配している。国際コミュニケーション学科においては、3年次以降、「国際関係コース」「英語圏文化コース」などの4つのコースに分かれ、コミュニケーション能力やグローバルな感覚を身につけるため「比較文化・地域研究」等の専門科目を配置し、学際的に学べるようにしている。英語コミュニケーション学科については、国際共通語としてのコミュニケーション能力を身につけるために体系的なカリキュラムを組んでいる。

研究科においては、学部の3学科に接続するコースを適切に配置しており、演習科目群・研修科目群・実務演習科目群・特殊研究科目群を合理的に配置している。

学習院女子大学

また、学習成果の達成のため、各学科では、一部のコースを除き卒業研究・卒業論文を課し、研究科においては、修士論文又は特定課題研究を課している。

以上のことから、学部・学科及び研究科の目的や教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程をいずれも、体系的に編成しているといえる。

- ③課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

学習成果を達成するため、順序だった学習ができるよう、学生便覧に配当年次を明示したうえで、学科ごとに履修計画モデルを示している（年次配当の体系については評価項目②を参照）。学習時間を考慮して1年間に履修登録できる単位数の上限を定め、学生便覧等に示したうえで、各学年最初のガイダンスにおいて説明をしている。

学生の学習支援のため、シラバスの第三者チェック、学生による授業評価に加えて、2025年度からは、学科ごとに主要と認める授業科目を定めて、それらを全て基幹教員が担当することとしている。

英語コミュニケーション学科において入学者が定員を大きく上回ったことに対しては適宜、クラスを増設したり、受講者数が教室の定員を上回った科目では2つの教室を利用して片方では対面で、もう片方では遠隔で授業を交互に実施したりするなど、学生の教育環境を維持するための措置を講じている。

また、将来の職業やキャリアについて自らの関心に基づいて調査し、考察する力を育むことを目的に、2023年度から社会演習科目群に2年次の学部学生を対象とするインディペンデント・スタディ（課題研究）を開設している。専門課程の前段階で、学際的な教員チームの指導のもと、面談を実施して、調査方法や進め方、文献調査の視点等についての具体的な助言等を行い、多角的に検討する力を養うとともに、キャリア教育をも見据えた探究的な学習として、学生の学習意欲を高めるために実施していることは、主体的な学習の支援及び学際的な能力の形成という点で、高く評価できる（長所1参照）。さらに、国内外のフィールドワークや研修、正課外の活動としてアジア圏を中心に短期の海外研修を実施している。くわえて、海外協定校とのオンラインによる同時授業の取り組みや研究科での特別課題研究につながるインターン研修等を実施している。

以上のことから、学習成果の達成のために適切な授業形態、方法を採用するとともに学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援に取り組んでいるといえる。

- ④成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

学士課程の成績評価について、30名を超える講義科目については厳密な相対評価を行い、S・A・Bの評価の割合をそれぞれ定めている。演習科目・語学科目・小規模ク

ラスは、相対評価に代えて多面的評価の観点から、具体的な項目別に評価割合をシラバスに明記するとともに、「教務委員会」によるシラバスチェックを実施している。

最終的な学習成果として重視している卒業論文や卒業研究については、日本文学学科と英語コミュニケーション学科ではルーブリック評価の手法を用いて、主査・副査が審査にあたっており、国際コミュニケーション学科では、学科の特性上、ルーブリック評価に代えて、「学術上、社会生活上の問題の発見・分析・解決に必要な思考力・判断力・表現力を十分に身につけている」ことを評価の基準として、ほかの要素を加えた総合的な評価を実施している。研究科については、修士論文の最終審査において口頭試問を実施するとともに、先行研究の十分な調査や独創性などの明確な基準に基づき評価している。修士論文や特定課題研究については、大学院担当教員が全員参加する修了判定会議において判定している。

また、国際文化交流学部は、学際性を旨とするリベラルアーツ教育を標榜し、入学前・在学中に他大学で修得した単位及び技能審査等による単位それぞれについて、適切な上限を設けたうえで、「教務委員会」の審査を経て認定している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているといえる。

⑤学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

学習成果の把握について、カリキュラムの評価・学習成果の評価ともに、学部については2024年に「学習成果の把握に関する方針」として明確な方針を策定し、ホームページ上で公表している。

学部・学科については、上記方針に示した学習成果の評価のための方法として、卒業要件単位数の充足、卒業論文等の評価、GPAによる判定のほか、客観的な指標として学力アセスメントテスト等を定めている。さらに、卒業時アンケートに加え、卒業してから5年後を目途に卒業生アンケートを行い、研究科については、修了までの毎年次に発表会を行い、各段階での学習成果の把握に努めている。修士論文の評価に際しては、主査1名、副査2名という体制のもとで情報を共有し、査読及び口頭試問を行い、先行研究の十分な調査に基づく独自性などの3項目に関して4段階で評価を行い、その評価結果を研究科委員会で確認し、学習成果として把握している。

しかしながら、学部・研究科いずれも学生の学習成果の把握に努めているものの、把握した学習成果を教育改善につなげる取り組みに至っていないことから、教育内容・方法等の見直しに活用することが望まれる。

⑥教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価する仕組みを体系的に整備しておらず、点検・評価を十分に行っているとはいえない。一方で、点検・評価の結果

に基づくものではないが、2023年度よりデータサイエンス教育プログラムや海外との同時双方向授業科目、多文化学際科目、インディペンデント・スタディ（課題研究）の開設などの共通科目のカリキュラム改革を行っており、学生へのアンケートでは、高い満足度を確認している。

以上のことから、教育課程等の改善・向上に努めてはいるものの、教育課程やその内容等に関して定期的に点検・評価する体制を整備するとともに、学習成果や各種アンケートの結果を教育の改善に生かす仕組みを構築することが望まれる。

5 学生の受け入れ

【評定：B】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

学部・学科、研究科それぞれに学生の受け入れ方針を定め、期待される能力や資質（求める学生像）、入学試験の実施方法を示し、ホームページで公表している。学部の入試区分として3つの一般選抜方式（A、B、C方式）があり、いずれも国語と英語の学力を選考対象としており、A方式では地理歴史（日本史又は世界史）又は数学も学力試験科目としている。また、国際文化交流研究科には一般選抜のほかに学内推薦入試と卒業生大学院特別入試の3種類の入学者選抜区分があり、学部・研究科ともに学生の受け入れ方針との整合性が認められる。

入学者選抜は規程に基づいて行っており、出題に関しては学内に加えて、一般選抜では、入学試験実施後に外部による点検も実施している。可否判定については、口頭試問・面接は基準を設けて評価し、学部・研究科ともに専任教員全員が合格最低点の決定に関与することで客観的かつ恣意性を極力、排除した体制としている。入学者選抜要項が非公開となっている学校推薦型選抜A（指定校制）と学習院女子高等科推薦入学については、出願条件を同程度とし、指定校の選定基準や推薦枠を過去の入学者選抜データに基づいて設定することで恣意性の排除に努めている。

②適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

国際文化交流学部では3つの学科のなかで定員管理状況が異なっている。日本文化学科と国際コミュニケーション学科は、入学定員充足率が年度によって高く、収容定員充足率が比較的高い状況にある。これに対して、英語コミュニケーション学科については、入学定員充足率の5年平均は、概ね適切であるものの、2021年度以降の入学定員充足率の減少傾向から一転して、2024年度の入学定員充足率は定員に対して大幅に超過する状況となっているため、毎年の入学定員の管理には留意することが望まれる。

一方、国際文化交流研究科については定員の未充足状態が継続しており、これに対して、入試説明会やオープンキャンパスでのブース説明に加えて、2025年3月には4年次の学部学生を対象に大学院科目の科目等履修生について説明会を行い、内部からの進学者の促進を試みている。学習院大学大学院との統合後もこうした取り組みを通じて、大学院における収容定員充足率の改善につなげていくことが望まれる。

③学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学部・研究科の合格者を決定する際に開催する「検定会議」で当該年度の入学者選抜に関する振り返りの機会を設けている。また、入学者の決定後、入試委員長が「一般選抜／一般入試に関する動向調査」を作成して学長に報告し、「入試の概況」と「入試結果を踏まえた問題認識及びその対応策」をまとめ、学校法人学習院の科長会議で内容を検討している。

学部における入学者選抜に関しては、2022年2月に「運営委員会」に入試担当副学長を委員長とする「入学者選抜制度検討委員会」を設置し、入学者選抜制度について点検・評価を行っている。「入学者選抜制度検討委員会」は、具体的な検討結果を「運営委員会」と教授会に提案している。

一方で、慢性的な定員未充足を課題とする大学院では、研究科委員会が入学者選抜制度の検討を行っている。留学生を対象とした1年間のプログラムの整備を計画したものの導入には至らず、代替策としてリスキリングやリカレント教育を目的とした卒業生大学院特別入試を2024年度入学者から導入したが、受験者はなく、学習院大学大学院との統合後には廃止予定である。

このように、学部・研究科ともに学生の受け入れに関する各課題に対して改善・向上に向けて取り組んでいるものの、大学院も含めた学生の受け入れ全般に関わる状況を全学的かつ定期的に点検・評価する仕組みになっていないため、体制の構築に向けた取り組みが望まれる。

6 教員・教員組織

【評定：C】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

「教員組織の編制方針」に基づき、年齢・性別構成の均衡、女性のキャリア支援、外国人教員の採用などによるダイバーシティに配慮した教員組織の編制を掲げ（基本情報一覧（第6章）参照）、国際文化交流学部日本文化学科では日本語・日本文化、国際

コミュニケーション学科では国際社会の理解、英語コミュニケーション学科では英語に関連する専任教員をそれぞれ配置している。また、国際文化交流研究科では「アートマネジメント」「国際協力」「日本学・比較文化」及び「国際関係・地域研究」の4つのプログラムに関連する教員を配置しており、いずれも適切な編制となっている。また、教員数に関しては、大学及び大学院設置基準上、必要な教員数を満たしている。

専任教員の配置状況は、男女比に大きな偏りはなく、外国籍の教員もおり、年齢構成については40代後半から50代前半にやや集中しているが、40代前半から60代後半まで配置しており、適正に対応しているといえる。

教員と職員の役割分担に関しては、研究・教育指導を教員、全学組織の事務運営、環境整備等を職員が行う形で責任分担を明確化しており、教育嘱託である副手が両者の仲介の役割を果たしている。また、教員組織管理者と事務担当管理者との定期的な打ち合わせや、教員組織及び事務組織の各部門担当者全員による「運営委員会」で情報共有と調整を行うなど、円滑な運営に努めている。

このように、「教員組織の編制方針」に基づき適切に教員組織を編制しているものの、大学院における研究指導教員及び研究指導補助教員の資格基準については、研究科委員会の構成員であること以外の基準を定めておらず、資格基準として十分であるとはいいがたいため、明確な資格基準を定めたうえで、明示するよう改善が求められる（改善課題2参照）。

②教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

教員の採用については、職位に応じた要件を規程や内規で定めている。専任教員の募集は規程に基づき、原則として公募で行い、教授会で選任した審査委員会が最終審査を行い、審査委員会が選考した採用候補者を教授会で投票にかけ、承認後に学長が決裁し、院長に採用を求めている。専任教員の採用に関しては、「教員組織の編制方針」に基づき、年齢・性別構成の均衡、女性のキャリア支援、外国人教員の採用など、多様性に配慮した採用を行っている。

また、昇格については、推薦要件及び審査基準等に関して規程や内規で定めており、教授会で選任した審査委員会が昇格の適否について審査した後に教授会で結果について投票し、学長が昇格（又は昇格不適當）を決定している。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているといえる。

③教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

学部に関しては、「教員の資質向上方針」に沿って設置している「FD委員会」が授業改善に向けた施策を推進しており、授業評価アンケートを活用した改善策も検討している。また、科目群に応じたFD部会を組織し、年2回程度開催している部会での検

討内容を「FD委員会」に報告している。

一方で、毎年度、大学院の各プログラムにおいてFD部会を開催しているものの、検討事項の多くは個別的な事象に関する話し合いが中心となっており、大学院における教育を対象としたFD活動を行っているとはいいがたいため、改善が求められる（改善課題3参照）。

研究活動の活性化のために学際研究や若手・中堅研究者に対しては競争的な研究費助成制度を導入しているほか、共同研究と個人研究を対象とした特別研究費も競争的に配分しており、研究成果も公表している。

職位に関わらず、毎年、各教員の業績報告を紀要に掲載しているほか、研究者のデータベースへの掲載を教員に強く要請し、公表に努めているが、教員の専門分野が多岐にわたり、教員間での評価が難しいことから、業績の評価をしていない。そのため、教授職として採用した場合や教授に昇格した後は、実質的に教員の教育研究活動における業績を評価する機会がない状況となっている。研究活動を活性化させ、教員の資質向上につなげるためにも、教員の業績を把握・評価することが望まれる。

④教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教員組織の適切性における点検・評価は、「教員組織の編制方針」に基づく教員の採用や昇格の審査を通じて行っているとしているものの、定期的な点検・評価とはいええず、教員組織に関わる現状や成果が上がっている取り組みを適切に把握できていない。

教員組織に関わる事項について定期的に点検・評価する仕組みを整備するとともに、大学で課題として認識している長期的な展望に立った教員採用計画の立案についても検討を進め、教員組織に関わる事項の改善・向上に継続的に取り組むことが望まれる。

7 学生支援

【評定：A】（当該大学の理念・目的に照らした達成状況）

①学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

学生支援に関する大学の方針については、「修学支援」「生活支援」及び「キャリア支援」の3つの領域で定め、ホームページ上で広く社会に公表している。また、その方針に基づき、修学支援については、「教務委員会」及び教務部が、生活支援については、「学生委員会」及び学生部が、キャリア支援についてはキャリア支援部がそれぞれ担当し、教員と職員が連携しながら支援を行っている。

修学支援については、学生が能力に応じて学習を進めることができるよう、「ラーニ

ングサポートルーム」を設置して学習相談に応じているほか、図書館ガイダンス等を実施し、ライティングや卒業論文執筆等のための支援を行っている。また、障がいのある学生や留学生、学習の継続に困難を抱える学生の自律的な学習を可能とするため、担当のセンターや委員会が中心となり、丁寧な対応に努めている。くわえて、経済面での支援については、日本学生支援機構の奨学金や地方公共団体の奨学金等のほかに大学独自の奨学金制度を用意している。

生活支援については、学生の心身の健康、保健衛生等において健全な学生生活を過ごすことができるよう保健室やカウンセリングルームを設置し、専門スタッフを配置するとともに指導教員及び学生委員が適宜学生の相談に応じている。また、学生の孤立を防止するための取り組みとして、一人暮らしの1年次の学部学生を対象としたウェルカムパーティーの開催や留学生を対象とした日本人学生との交流機会の場の創出など、さまざまな取り組みを行っている。さらに、学生組織である「輔仁会」を通じて、学生の声や要望を定期的に把握する体制を整備している。

キャリア支援については、キャリア支援部において個別面談を実施しているほか、同窓会組織である「桜友会」の支援を得て行っている「面接対策セミナー」などの各種セミナーを開催し、学生に寄り添ったきめ細かな指導を行っている。その他、部活動やボランティア活動においては、活動を支援する助成金や奨励金制度を設け、推奨している。

以上のとおり、理念・目的に沿って学生支援の方針を定め、適切に体制を整備し学生支援に関わる取り組みを実施しているといえる。

②学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学生支援に関わる事項のうち修学支援及び生活支援に関しては、教員組織である「教務委員会」や「学生委員会」などの担当委員会が関連する事務担当者と連携して点検・評価を行い、進路支援に関しては、事務運営課が担当となり、点検・評価を行っているが、いずれも定期的かつ全学的な点検・評価とはなっていない。

キャンパスにおける多様性を重視する大学の方針に基づき、東京圏以外の学生を積極的に集めるための新規の奨学金を創設したり、学生アンケートや景気動向といった各種情報をもとに「エビデンスに基づいたキャリア支援」計画を複数年にわたって進行したりするなど、改善・向上に向けた取り組みも一部見られるが、内部質保証システムにおける点検・評価としては不十分であり、今後は、大学全体での定期的な点検・評価及びそれに基づく改善・向上がなされることが望まれる。

8 教育研究等環境

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

- ①教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

「教育・研究環境の整備に関する方針」のなかで、大学の理念・目的、教育目標の実現等に向けて計画的に教育研究に関わる施設・設備を整備すること等を示し、学生・教職員の教育研究の諸活動に配慮した環境整備に努めており、方針は内容をホームページ上に公表している。大学のキャンパスには同一法人の中学校・高等学校を併設しており、法人における整備委員会のもとで全体的な校地校舎等の整備を行い、短期的な環境整備は、法人と協議して整備計画を進めている。

ネットワーク環境やICT機器等については、学内にWi-Fi環境を整備し、学生・教職員に対してIDを付与して、ICTを活用した授業を可能とする環境を構築している。学内の大部分の教室にパソコンとAV機器、プロジェクターを備え、パソコン教室やCALL教室の活用も進めている。支援体制の整備によって教育情報のプラットフォームの導入が進み、学生・教職員が利活用を進めている。情報倫理については共通科目の「情報リテラシー」を全学生に履修させ、e-Learning教材も併用し情報倫理の確立に努めている。ICT利用におけるセキュリティに関しては、「学校法人学習院情報セキュリティポリシー」において基本方針を示し、個人情報等の適切な取り扱いに努めている。コンピュータネットワークの運営については、「学習院女子大学コンピュータネットワーク委員会規程」の定めに基づき設置している委員会が担当し、ICTの利用が適切かどうか確認を行っている。

- ②図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

図書館サービス及び学術情報サービスについては、「学習院女子大学図書委員会規程」に基づき、各学科から選出した図書委員、図書館長、図書館職員から成る「図書委員会」が中心となり、体系的な整備を行っている。図書館に十分な蔵書を備え、電子資料も電子書籍の購入目標を経常図書費の一定割合以上と計画するなど、継続的に学術情報資料の整備に努めている。専任職員4名のほか、委託職員も司書資格を有しており、館内のスタッフ全員が司書資格を持ってレファレンス業務や図書館ガイダンスなどにおいて専門性を発揮している。

図書館の設備として、従来の閲覧室や書庫に加え、ラーニングコモンズや個人キャレルをはじめとする学習環境も整えているほか、パソコン用電源の整備、パソコンの貸し出しを行うなど、電子資料、ICT機器の利活用の拠点整備を行っている。また、視覚障がいがある学生用の学習室も完備するなど、図書館の施設環境について十分に整備しているといえる。なお、同一法人である学習院大学の図書館、近隣の3大学との図書

館相互利用を可能としているが、実質的な効果の検証が望まれる。

③研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

大学としての研究活動に対する基本的な考えは、学則や「学習院女子大学研究倫理指針」において示しており、具体的には研究者に求められる姿勢として「常に高い倫理性」等を明記している。研究室については、全専任教員に個人研究室を整備しており、研究費については、個人研究費の支給額を定め、「学習院女子大学個人研究費取扱規程」において使用用途を定めている。「学習院女子大学特別研究費取扱要領」に従って研究計画書の提出と「運営委員会」での審査を経て、「特別研究費」を学術研究の振興と教育の改革を目的に交付し、研究成果等の公表への経費の一部助成や若手研究者育成のための研究経費補助を行っており、研究成果の学会での研究発表や論文投稿等につながっている。

研究専念期間の確保のために「国内外長期研究員派遣制度」があるが、研究時間の確保については、個人に任せている部分が多く、大学として十分に整備しているとはいえない。

また、「研究費等の取扱いに関する基本方針」や「研究費等に係る不正使用の防止等に関する規程」等を定め、研究費の不正防止に努めるとともに、研究倫理に関しても規程や指針を定めて倫理審査を行っている。くわえて、不正受付のための窓口や公益通報の相談窓口を設置しているほか、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に実施している。学部学生・大学院学生に対しては、学生便覧において論文・レポートの執筆における注意事項を示すとともに、学部学生に対しては基礎演習科目群等の授業を通じて、何が不正行為となるのかなどの指導を行っている。

④教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、各部署が作成した事業報告・事業計画を「自己点検・評価委員会」で『事業報告書』としてまとめ、「運営委員会」において点検・評価を行い、ネットワーク管理の外部委託による教員の負担軽減、コロナ禍以降のオンライン授業に対応する図書館オンラインサービスの充実、研究倫理の逸脱や研究活動の不正防止への取り組みなど、改善活動を行っている。

しかしながら、「運営委員会」を中心とした点検・評価活動は、事業計画に基づく実施状況の進捗の確認が中心となっているため、教育研究等環境の方針に沿って定期的に点検・評価し、内部質保証の全学的な推進組織である「運営委員会」による支援や調整といった関与を通じて改善・向上がなされることが望まれる。

9 社会連携・社会貢献

【評定：B】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、多様な教育研究成果を社会に還元し、大学の理念・目的を実現すること等を示しており、方針についてはホームページで公表している。

社会貢献に関わる事業計画を立案しており、キャンパスが存在する地区の歴史や女子教育の歴史、学芸員課程の実習の展示に関しては、2023年から一部の展示が始まっており、企画展示については、学内だけでなく学外にも公開している。2026年の学習院大学との統合に先立ち、伝統ある学習院の女子教育についての資料保存、収集及び展示を継続して行うことが期待される。グローバルで多様性に関わられた学びの空間を地域とつなげる活動については、「キャンパスでの活動を地域に開く活動の持続性の強化」及び「キャンパスでの活動と地域の課題の接続」という2つのテーマで2022年度より活動を進めており、英国劇団によるシェイクスピア作品の上演、環境教育に関するセミナーやワークショップなどの各種プログラム、エコサイエンス教室、シンポジウム等を開催している。高大連携事業に関する協定を締結している高等学校の生徒や同一法人内の学校の生徒に対する活動が中心になっているが、「食とその環境を感じるシンポジウム」や「海とその環境を感じるシンポジウム」等のシンポジウムには多くの学外からの参加者を集めている。また、高大連携事業に関する協定を締結している高等学校への平和学習の提供など大学の教育を生かした社会連携・社会貢献の取り組みを行っている。

引き続き大学の特色を生かした社会連携・社会貢献の活動を一層進めていくことが望まれる。

②社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

社会連携・社会貢献活動を事業として計画し、事業報告・事業計画の作成プロセスのなかで点検・評価することを目指しているものの、全ての社会連携・社会貢献活動を事業計画として計画しているわけではないため、事業計画外の活動については点検・評価できない可能性がある。個別の社会連携の取り組みについては、『学習院女子大学紀要』の「研究・教育活動報告」において、「社会におけるその他の活動」として集約しているものの、社会連携の取り組みのなかには、近年始まったものが多く、点検・評価については十分に行う段階には至っていない。

以上のことから、大学全体として社会連携・社会貢献活動について組織的かつ定期的に点検・評価する仕組みを整備し、効果的な取り組みにつなげることが望まれる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

【評定：B】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

学則に定める大学の理念に基づいて大学運営に関する方針を「基本方針」として定め、具体的には「管理運営方針」において、関係法令及び学内諸規程に基づき、柔軟かつ適切な管理運営、質の高い事務組織の運営に努めること等を明記している。「管理運営方針」を含む「基本方針」については、ホームページにおいて適切に公表している。

大学運営にあたっては、「基本方針」に則って、教育研究組織及び事務組織を設け、学則に明記している。その他、大学運営を進めるうえで必要な会議については、年間の会議日程に基づいて各委員会等において必要な審議を行っている。

学長等の役職者に関する各役職の職務、権限範囲については、「学習院女子大学役職規程」に定めている。教授会の権限と責任については、「学習院女子大学教授会規程」に定めており、学長による意思決定と教授会の役割の明確化を行っている。大学を設置・管理する法人の運営については、「学校法人学習院校規」に組織及び役職者の権限と責任を明記し、学習院長、専務理事、常務理事等の役職にはそれぞれ別途選任規程を定めている。また、法人事務組織に関しては、「学校法人学習院事務規程」及び「学校法人事務分掌規程」を定めている。

以上のとおり、大学運営及び大学を設置・管理する法人運営に関して必要な事項は、規程等において明確に定め、適切に運用しているといえる。

②予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

予算の編成については、「学習院経理規程」及び「予算統制実施要領」で法人全体の予算編成や予算統制について定めており、毎年度策定している「予算編成方針」等に基づいて大学より予算要求している。その後、必要に応じて各予算管理部署からのヒアリングを行い、法人全体の予算に組み込まれた形で理事会において決定している。

予算執行のプロセスとしては、「学習院経理規程」「経理規程取扱細則」及び「物品および固定資産等調達細則」等の規程に従い、予算措置の範囲において各部門で支払申請書を起票し、当該部門の所属長決裁を受けた後に法人の財務部等で確認を行い、執行している。なお、期中の計画変更等によって予算金額に大きな変更が生じる場合には、補正予算を組み、理事会の議を経ており、適切性・透明性を確保している。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

③法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織

を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

大学の理念・目的を実現するために「学校法人学習院事務規程」及び「学校法人事務分掌規程」において法人及び大学の運営に関する事務組織を整備し業務分掌を定めている。具体的には、教育研究活動支援、正課外活動や生活支援、国際交流活動支援、進路支援等の部署を設置し、所要の管理職と職員を適正に配置したうえで業務運営にあたっている。

職員の採用、研修、異動、評価等の人事に関する事項については、「学習院職員人事規則」に定めており、法人人事部において行っている。異動は、「職員異動配置規程」に基づく職員配置計画によって、毎年度必要な人員を配置し、評価については、目標管理を用いた面談を通じて育成指導を行いながら「職員人事考課規程」に基づいた業務評価を実施している。昇格は、「職員職能資格規程」に従い、「職員昇格運用基準」に照合し昇格推薦を行っている。

職員の資質向上に向けた取り組みについては、「職員研修規程」に則って法人人事部において「職員研修計画」を示し、資格階層別研修、通信教育、職員高度化支援プログラム等を実施している。くわえて、大学独自のスタッフ・ディベロップメント研修として、学生支援等に関わる研修を企画・実施している。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する組織は適切に機能しているといえる。

④大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

大学運営の適切性については、内部質保証の推進組織である「運営委員会」において、運営状況を点検・評価している。

監査については、法令に則り、監事による監査及び会計監査人による財務監査を実施している。くわえて、「学習院内部監査規程」に基づき、法人内に設けた内部監査室による内部監査を実施しており、毎年の監査項目を設定しながら定期的に監査を実施している。

大学運営上の課題が発生した際には、その都度「運営委員会」で対応を検討している。2021年度末から2022年度にかけて行った改善事例としては、志願者の減少という課題に対して、速やかに「入学者選抜制度検討委員会」を設置し、ロードマップに従って具体的な対応にあたった事例が挙げられる。しかしながら、内部質保証システムに基づいた大学運営に関わる事項の点検・評価という観点では、定期的な点検・評価がなされていないことに加え、明文化した制度として体制を整備していないことが課題である。

以上のことから、大学運営の適切性については、日常的な業務の改善はなされているものの、大学全体での定期的な点検・評価には至っておらず、今後の改善が望まれる。

(2) 財務

【評定：A】(当該大学の理念・目的に照らした達成状況)

①教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

法人の6か年(2022~2027年度)の中期計画「学習院VISION150」において「安定した財政基盤の確立」を掲げ、その具体的な方策として「現行予算制度の見直しの検討」「納付金政策及び入学検定料・寄付金・補助金の獲得に向けた間接的支援」「中期計画推進のための募金活動」及び「施設貸出料の増収化に向けた計画」の4点を示している。また、法人の中期計画に対応する財政計画として、『『中期的な財政基盤の目標』として積立率80%』及び『『単年度の収支』の目標として事業活動収支差額比率5%』といった数値目標を示すとともに、達成するための基本戦略として「納付金及びその他の収入に対する戦略」「財政状況の維持・改善に向けた支出削減に対する戦略」及び「教育研究の質向上に向けたICT等整備事業に対する戦略」の3点を掲げている(基本情報一覧(第1章)参照)。なお、2026年度に同一法人内の学習院大学と統合する計画を発表していることもあり、財政シミュレーションについては、法人全体として作成している。

以上のことから、中・長期の財政計画を策定しているといえる。ただし、事業活動収支差額比率5%の目標に対し、法人として2022及び2023年度は同目標値を下回り、かつ減少傾向であり、当該大学はマイナス値が続いているため、目標を達成するためにより一層の施策の実行が求められる。

②教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

財務関係比率について、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率は法人全体及び大学部門ともに、人件費比率と教育研究経費比率は高い状態で推移している。事業活動収支差額比率は、改善傾向にあるものの平均を下回って推移しており、特に大学部門はマイナスの状態が続いている。

貸借対照表関係比率では、同平均と比べ、流動比率が高く他の項目も概ね良好な状況にある。さらに、「要積立額に対する金融資産の充足率」は、十分な水準を維持していることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財政基盤は確立しているといえる。

外部資金の獲得については、科学研究費補助金申請にあたり大学の予算を利用して外部機関に申請書類のアドバイスをもらう施策や「学際研究の推進と若手・中堅研究者への支援」を行っており、毎年度一定の成果を上げている。今後は、より一層の外部資金獲得につながる施策を行うことが期待される。

以上

学習院女子大学提出資料一覧

点検・評価報告書
大学基礎データ
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	学習院女子大学ウェブサイト（基本方針）
	オープンキャンパスタイムスケジュール
2 内部質保証	2023 年度 GPS-Academic 結果報告会資料
	学習院女子大学 IR データ集 第2号
	学習院女子大学 IR データ集 第1号
	運営委員会資料（R6.4.25）特別研究費の申請
	運営委員会資料（R6.4.25）特別研究費の申請【参考】①
	運営委員会資料（R6.4.25）特別研究費の申請【参考】②
	運営委員会資料（R6.4.25）特別研究費の申請【参考】③
	令和5年度輔仁会女子大学支部協議会資料
	令和5年度父母会幹事懇談会
	外部評価のための自己点検・評価報告書（令和3年度）
	外部評価委員評価書（令和3年度）
	改善報告書（令和4年度）
	学習院女子大学に対する改善報告書検討結果（令和4年度）
	紀要_令和5年（1～12月教育研究活動報告）
	yawaragi_vol.26
	国際交流推進センター通信 vol.50
学習院女子大学ウェブサイト（教職課程・外部評価報告書）	
3 教育研究組織	学習院女子大学国際学研究所ウェブサイト
	The Gakushuin Journal of International Studies
	学習院女子大学語学教育センターウェブサイト
	学習院女子大学環境教育センターウェブサイト
	学習院女子大学ウェブサイト（国際交流・留学）
	「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定通知
	リベラルアーツシンポジウム（2022.5.28）
	リベラルアーツシンポジウム（2023.10.7）
	海とその環境を感じるシンポジウム
	食とその環境を感じるシンポジウム
	教務委員会資料（R7.3.12）オンライン英会話について
	4 教育・学習
教授会資料（R6.2.15）「基幹教員」及び「主要授業科目」について	
学部シラバス	
大学院シラバス	
yawaragi_vol.26（特別授業）	
オムニバス授業シラバス	
インディペンデント・スタディ（課題研究）シラバス	
多文化学際科目シラバス（カナダ同時授業）	
多文化学際科目シラバス（韓国同時授業）	
令和6年度春学期ガイダンス日程（全学年）	
シラバス内容適正性の確認について	
授業評価アンケート設問	
学習院女子大学ウェブサイト（ラーニングサポートルーム）	
支援申込書（配慮申請）	
教務委員会資料（R6.7.4）障がい学生支援	

	教授会議事録・資料 (R5.12.21) 試験監督者 生成 AI 利活用に関する指針 成績調査申請書 卒業・修了判定会議事録 (R6.3.7) 追加卒業判定会議事録 (R6.3.14) 各学科ルーブリック・卒業論文評価基準 教授会議事録 (R4.4.28) 学習成果の可視化 授業評価アンケート実施のお願い
5 学生の受け入れ	学習院女子大学ウェブサイト (日本文化学科 3 ポリシー) 学習院女子大学ウェブサイト (国際コミュニケーション学科 3 ポリシー) 学習院女子大学ウェブサイト (英語コミュニケーション学科 3 ポリシー) 学習院女子大学ウェブサイト (研究科 3 ポリシー) 学習院女子大学ウェブサイト (入試情報) 学習院女子大学ウェブサイト (過去の入試データ) 学習院女子大学ウェブサイト (大学案内) 学習院女子大学ウェブサイト (過去 5 ヶ年の志願者、合格者、入学者の推移) 教授会議事録 (R4.2.24) 入学者選抜制度検討委員会 教授会議事録 (R4.3.17) 特別入試改革検討ワーキンググループ 教授会議事録 (R5.6.22) 推薦依頼数 研究科委員会議事録 (R5.3.16、5.18) 入学者選抜制度の検討 留学生に特化した大学院入学前「外国人研究生制度」の整備 (研究科委員会) WG 入学者選抜制度検討委員会提出書類 (R5.7.20) 入学者選抜制度検討委員会議事録 (第 2・3・9 回) 運営委員会資料 (R6.5.23) 令和 7 年度学校推薦型選抜 A (指定校制) の指定校選定方針について 研究科委員会議事録 (R4.2.17、5.19) 卒業生大学院特別入試の導入 卒業生大学院特別入試説明会案内
6 教員・教員組織	学習院女子大学教員の昇格の手続に関する内規 学習院女子大学教員の昇格人事における推薦要件及び審査基準に関する内規 FD 部会記録一例 (2023 年度日本語日本文学コース FD 部会議事録) 2017 年度以降の FD・SD 研修会一覧 FD 活動 (国コミ学科会議事録) 中期計画推進予算による研究予算に関する申合せ 協定書 (クロスアポイントメント)
7 学生支援	学習院女子大学ウェブサイト (保健室) 学習院女子大学ウェブサイト (カウンセリングルーム) 学習院女子大学ウェブサイト (奨学金) 奨学金の手引 カウンセリングルーム 令和 5 年度 (2023 年) 活動報告 令和 6 年度春学期ラーニングサポートルーム主催のランチタイム講座 図書館ガイダンス申込書様式 じわじわ役立つレポートお助け BOOK 学習院女子大学ウェブサイト (障害学生支援) FD 研修会資料 (R6.5.30) 教職員のための発達障害のある学生支援ガイド カウンセリングルーム 令和 6 年度 (2024 年) 活動報告 欠席者調査 学習院女子大学ウェブサイト (新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時の経済的支援について) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う遠隔授業のための通信環境整備支援 学習院女子大学ウェブサイト (大規模自然災害による罹災世帯の在学生および父母保証人の皆様へ) キャリア支援セミナースケジュール 学習院女子大学 2025 大学案内 (キャリア支援部) キャリア支援部面談ポスター メンタイガイドブック 令和 6 年度学習院課外活動助成金<特別助成金>の交付決定について 令和 6 年度学習院父母会課外活動等助成金<一般助成>の申請について 救命講習会開催について

	<p>学習院女子大学海外ボランティア活動奨励金の募集要項について</p> <p>学習院女子大学ウェブサイト（キャンパスハラスメント）</p> <p>法人によるハラスメント研修</p> <p>事業計画実施計画書兼報告書（キャリア支援）R5 報告 R6 計画</p> <p>R5 実施 学生アンケート集計結果</p> <p>職場からの報告書アンケート入力フォーム</p> <p>令和5年度協議会議事概要（R5.12.4）</p> <p>学食イベントポスター（内藤唐辛子）</p> <p>食堂リニューアルオープンポスター</p>
8 教育研究等環境	<p>令和6年度総合防災訓練（避難訓練）実施について</p> <p>学部シラバス「情報リテラシー」</p> <p>情報セキュリティ研修受講のお願い</p> <p>学習院女子大学図書館ウェブサイト</p> <p>特別研究費に関する申合せ</p> <p>令和6年度研究支援ガイド</p> <p>公的研究費等の適正使用および「科学研究費」の取扱いに関する説明会</p> <p>研究倫理教育の受講について（依頼文書）</p> <p>研究科ガイダンス資料（研究倫理eラーニング受講について）</p> <p>事業計画実施計画書兼報告書（グローバルで多様性にかかれた学びを支える環境の整備）</p> <p>事業計画実施計画書兼報告書（リベラルアーツ教育の充実に対応する総合的な学習支援体制の構築）</p>
9 社会連携・社会貢献	<p>環境教育センターエコサイエンス</p> <p>環境教育センター食と農の体験教室</p> <p>学習院女子大学高大連携セミナー</p> <p>学習院女子大学_シンポジウム告知</p> <p>「高大連携事業に関する協定」締結（山脇学園中学校・高等学校）</p> <p>「高大連携事業に関する協定」締結（神田女学園中学校高等学校）</p> <p>『シェイクスピアの名場面：愛のセリフとワークショップ』公演</p> <p>高大連携協定校 神田女学園中学校高等学校 NCL プロジェクト実施報告</p> <p>山脇学園高等学校 平和教育プログラムの実施について</p> <p>シェイクスピア劇『ロミオとジュリエット』学習院女子大学公演</p> <p>高大連携協定校 神田女学園中学校高等学校 NCL フィールドトリップ実施報告</p> <p>海とその環境を感じるシンポジウム</p> <p>地方創生の未来を、学生のアイデアで照らす。</p> <p>神田女学園×学習院女子大学 多様性を尊ぶ女子教育</p>
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	<p>令和6年度女子大学会議日程表</p> <p>学校法人学習院ウェブサイト（ガバナンス・コード）</p> <p>令和7年度予算編成方針</p> <p>令和7年度予算要求要項</p> <p>令和6年度財務会計マニュアル</p> <p>学校法人学習院ウェブサイト（財務状況）</p> <p>令和7年度予算要求スケジュールについて</p> <p>令和6年度職員研修計画について</p> <p>通信教育研修報告書・補助金申請書</p> <p>運営委員会資料（R3.10.14）入学者選抜制度検討委員会</p>
その他	<p>学習院女子大学ウェブサイト（将来計画）</p> <p>令和6（2024）年度学生便覧（学部）</p> <p>令和6（2024）年度学生便覧（大学院）</p> <p>令和6年度役職・委員一覧</p> <p>シラバス入力依頼文</p> <p>内部質保証の手順（規程抜粋）</p> <p>内部質保証体制図（PDCA サイクル）</p> <p>学習院女子大学職員配置状況</p>

学習院女子大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	事業計画・事業報告①グローバルで多様性にかかれた学びを支える環境の整備（管-A-1）
	日本文化学科卒業論文・卒業研究ガイダンス（2024）
	令和6年度日本文化学科会議議事録
	日本文化学科「学修成果の可視化」検討時期について
	国際コミュニケーション学科ガイダンス資料（2024年度春・秋）
	国際コミュニケーション学科会議議事録
	英語コミュニケーション学科卒論ガイダンス
2 内部質保証	教授会議事録（2024.06.27）
	教授会議事録（2024.04.25）
	令和5年度卒業時アンケート結果
	教授会議事録（2024.12.19）
	卒業生アンケート報告会の開催について
	教授会議事録（2024.10.24）
	アセスメントテスト（GPS-Academic）説明会開催告知及び出席依頼
	GPS-Academic セミナー
3 教育研究組織	令和7年度_図書費資料
4 教育・学習	授業評価アンケート・授業改善案
	「令和6年度数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度【リテラシーレベル】自己点検・評価について」
	受講者アンケート
	〈海外同時授業〉2020～2024年度（5年分）の受講者数
	LSR利用実績2019-2023
	LSR2024年度_年次報告書
	授業評価アンケート2024年度_報告書
	授業評価アンケート集計結果表
	令和4～令和6年度安倍能成記念教育基金女子大学大学院奨学金・学習院女子大学大学院学業優秀者給付について
	1号館 院生研究室建物図・座席表
	奨学金について（大学院「学生便覧」）
	CAP制履行状況・各種資格課程履修規定・ガイダンス資料
	シラバス・成績調査
	学位規定（口述試験）（研究科学生便覧）
	R4・5 修士論文報告会、大学院成果報告会ポスター
	大学院間交流申請について（R4～R6）
	大学院間交流人数集計（2022年度～2024年度）
	令和6年度卒業時アンケート結果
	令和5年度_卒業生アンケート報告書1207
	学習成果の把握モニタリング
	修士論文審査報告書・特定課題研究審査報告書
	2503_05_設置等の趣旨（本文）【学習院大学国際文化交流学部】より抜粋
	学生アンケート・GPS-Academicの結果共有 FD委員会議事録（R6.05、R7.05）
	GPS-Academic説明会【開催通知】令和7年度FD・SD研修会
卒業生アンケート報告会の開催について	
共通教育カリキュラム改革	
2024年度秋学期 修士論文口頭試問日程について	
5 学生の受け入れ	定員超過への対応に関する議事録
	春ガイダンス【大学院開講科目の科目等履修生】
	秋ガイダンス【大学院開講科目の科目等履修生】
	令和7年度大学院科目履修申請（学部4年生）
	令和7(2025)年度春科目等履修生（学部生）

	R4～R6 研究科委員会議事概要 R4～R6 学内推薦出願者一覧
6 教員・教員組織	令和6年度大学院研究科委員会FD部会議事録(4部会統合版) 令和7年度第3回研究科委員会議事概要 【参考資料】令和7年度9月期修了生の修士論文の提出について 採択状況(R4 審査結果報告書・議事録・申請書) 採択状況(R6 審査結果報告書・議事録・申請書) 実績(R4 中期計画研究費実績報告書) 実績(R5 中期計画研究費実績報告書) 実績(R5 桜川遺跡概報) 実績(R6 中期計画研究費実績報告書) 特別研究費① 共同研究採択結果一覧 特別研究費② 個人研究採択結果一覧 R06 特別研究費 共同研究成果報告書1件 R06 特別研究費 個人研究成果報告書6件
7 学生支援	TOEIC OLPC 状況及び CHATTY の導入について SD 研修参加人数 (R6.7.11) LSR 運営体制について 第4回教務委員会議事概要(20240606) 2021年度第1回FD部会 教職課程自己点検・評価報告書 国際交流推進センター事業計画書兼報告書・議事概要(2020～2025) 学生委員会議事概要_2024.11.7 R6 年度懇談会次第 学生委員会議事概要_2024.4.18 内部質保証体制図 卒業時アンケートの実施について 卒業時アンケート実施案 卒業時アンケートに関する資料・議事録
8 教育研究等環境	「統合後の学内 Wifi アクセスポイント設置場所について」(令和7年3月13 運営委員会資料教授会資料) 20231018_科長会議報告資料 20221201_情報システム基盤関連WGキックオフ資料
9 社会連携・社会貢献	令和6年度_国際交流基金事業_計画書_兼_報告書 2025年度_英語力養成コース募集要項(初等科_中等科_大学生) 英語力養成コース【学校別】【コース別】受講人数 2024(令和6)年度_英語力養成コース アンケート集計 2025 霞会館イングリッシュ・セミナー募集要項 2024年度_霞会館イングリッシュ・セミナーアンケート集計 霞会館イングリッシュ・セミナー受講人数推移 2024 報告書完成版
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	R6.1.26 評・理資料_私立学校法改正への対応について 定時評議員会議事録(R07.06.27) 役員等名簿(R07.06.27 現在) 女子大内FD・SD研修会参加率 令和4～6年度法人全体SD研修参加率
その他	2024年度運営委員会議事概要 学長プレゼン資料 令和7年度春学期(在学学生)教務部ガイダンス 令和7年度春学期(新入生)教務部ガイダンス 令和7年度春学期日文新入生ガイダンス 令和7年度春学期国コミ2年生ガイダンス

	令和7年度春学期英コミ3年生ガイダンス
	入学者選抜制度委員会構成員一覧
	令和4年度特別入試改革検討ワーキンググループについて
	展示施設での企画展示来場者数
	環境教育センターシンポジウム一般参加者（学外者）集計表（R6.R7）

※本評価結果における評定について

- ・ 10 基準ごと（基準 10 については、（1）大学運営と（2）財務のそれぞれ）に付いた評定は、当該大学の理念・目的の実現に向けた取り組みが着実にできているか否かを目安に、当該基準の状況を簡潔に表したものである。
- ・ 各評定の定義は下記のとおりである。なお、当該大学の理念・目的を基礎に取り組み状況を表したものであるため、同じ評定であっても大学によって内容は異なる。あくまで各大学それぞれの評価結果を理解する補助として参照することが求められる。

S	大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
A	大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
B	大学基準に照らして一定の問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
C	大学基準に照らして重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。